

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国保税については、毎年度、埼玉県から提示される標準保険税率を参考に応能応益割合を設定しています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯についても、他の世帯と同じく、法定軽減制度を適用した上で負担能力に応じた負担をいただきたいと考えています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

法定を超える繰入れについては、社会情勢等を考慮し、必要性を見極めた上で実施しています。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

国保税の減免については、春日部市国民健康保険税条例の規定に基づき行っています。被保険者の各々の状況に応じて相談をお受けしており、現時点で、減免基準の見直しは考えていません。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

国保税の減免については、春日部市国民健康保険税条例の規定に基づき行っています。現時点で、減免基準の見直しは考えていません。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金減免については、春日部市国民健康保険に関する規則に基づき、対応することとしています。

- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の記載内容については、減免等の要件を確認する上で必要な項目となっています。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納処分の執行に当たっては、可能な限り滞納者の置かれている状況の把握に努めなければならないため、納税相談に力を入れています。滞納者自らの相談により滞納を解消するよう促すことが重要と考え、相談において滞納者の実情の把握を行い、滞納者自ら滞納を解消できる計画を立てることに重点を置いた対応をしています。また、この納税相談の中で、生活支援に関する相談が必要であると担当者が判断した場合は、生活支援部門への相談を勧めております。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

国保税の滞納処分・差押えの執行については、法律に規定されている差押禁止財産や最低生活費を控除して差押えるなど、一定の配慮をもって執行しています。税法に基づき公正かつ適正に実施することで、税の公平な徴収による納税者の信頼確保に努めています。また、滞納者の実情の把握を正確かつ迅速に行う必要があることから、催告書等を発送し、滞納者との接触を図り、納税相談等による滞納者の生活状況等の把握をしています。こうした対応にも納付・連絡の無い滞納者や納税に誠意を示さない滞納者を対象として滞納処分・差押えを執行しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

被保険者証の一斉更新に当たっては、短期被保険者証を除き原則郵送としています。また、短期被保険者証該当世帯であっても、既に納税相談により納付誓約を履行している方などについては郵送しています。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証の交付に当たり、督促状や催告書に対して反応が無く、納付誓約をしても履行しない世帯に対しては、短期被保険者証を留め置き、納税相談を行った上でお渡ししています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

本市では、現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会の委員については、春日部市国民健康保険条例の規定に基づき、適正に委嘱してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

春日部市情報公開条例第27条の規定により、国保運営協議会の会議を公開しています。また、公募委員や被保険者を代表する委員を委嘱し、市民の意見を十分反映できるよう努めております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健診の本人負担については、公平性を考慮しお願いしています。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

実施期間については、実施医療機関との調整により決定しています。また、健診項目については、国が定めたものに市独自で10項目を追加し、健診内容を充実させ実施しています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

本市では、「いきいきライフプランかすかべ」を策定し、市民、地域、行政が連携・協働しながら健康づくりを進めています。保健師の配置については、行政サービスに支障をきたすことがないように、適正に配置してまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の取り扱いについては、日ごろから十分注意をし、必要かつ適切な措置を講じており、個人情報の漏洩や紛失事故の防止を周知徹底しています。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書及び短期被保険者証が交付されている方はいません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本市では、健康保持・増進を目的とした事業として、保養施設の利用助成を実施しており、今年度も本事業を継続してまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

健康診査の本人負担につきましては、負担の公平性の観点から一部負担をお願いしております。肺がん・大腸がん検診につきましては、後期高齢者医療制度に加入している方は、自己負担無しで実施しております。また、様々な健診を受けていただくことで、

人間ドック同等の内容となるよう、健康診査の受診券に肺がん・大腸がん検診の案内を同封して発送しております。後期高齢者の歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、前年度に75歳になった埼玉県後期高齢者医療被保険者を対象に自己負担無しで実施しております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は、予定どおり移行しています。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

介護予防・生活支援サービスにおけるサービスAは、事業所を指定することにより実施しています。平成31年4月1日現在15か所を指定しています。

2. 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行ってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】

総合事業移行前より実施している事業所は、現行相当サービスとして引き続き実施しています。

(2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

介護予防・生活支援サービスにおける現行相当サービスは、従来どおり国が示す単価で実施しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

地域の活動を行うことが介護予防につながることから、地域の支えあいの体制づくりを推進しています。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、認知症に関する相談に対しては、地域包括支援センターがチームで支援しています。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

市内には、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所が 2 か所あります。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された介護職員処遇改善加算により、介護職員の資質向上をより一層推進し、介護職員が積極的にキャリア形成を行うことができる環境を整備しています。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的

なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護職種の技能実習においては、介護サービスの特性があるため、コミュニケーション能力の確保や実習体制の確保など介護固有要件が定められています。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を活用しています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

必要なサービスにつきましては、介護保険事業計画に基づいて設置しています。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

世帯全員が住民税非課税の方を対象に「食費」「居住費」の負担限度額を設け、自己負担の軽減を図っています。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

要介護1・2の方からの入所申し込みを受けた特別養護老人ホームは、市に報告することとなり、意見を求められた場合は適宜回答しています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

2018年度の保険者機能強化推進交付金の額は、30,588,000円となり、用途(充当先)については「地域包括支援センター運営事業」としました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額は、現時点では見込めません。使途(充当先)については、昨年同様「地域包括支援センター運営事業」を見込んでいます。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

要介護認定率の変化など加点につながる評価指標については、厚生労働省において全保険者の上位3割又は5割を決定するため、市町村において入力は不要となっている項目になります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

現行の介護保険制度上、法定外の繰り入れは想定されていません。介護サービスに必要となる財源の半分を公費(国・県・市)で、残りの半分を被保険者(1号・2号)で負担する制度で、その考え方に基つき介護保険事業計画が策定され、保険料が決められますので法定外繰入金余地はありません。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

国の制度にもとづき、低所得者の第1号保険料軽減を所得段階第1段階において行っております。今年度は、消費税率引き上げに伴い、所得段階第1段階から第3段階までの軽減強化を図ってまいります。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

保険料については、本人の所得や世帯の課税状況等により一定の負担をしていただく必要があります。各所得段階において適正な負担としているところです。滞納者については、給付制限にならないよう納付相談は受けております。滞納に対しての保険料軽減は行っておりませんが、国の制度に基づき、低所得者の保険料軽減強化を行っております。

利用者からの意見については、直接市に相談は少ないですが、ケアマネジャーを通じて制度の内容を丁寧に説明し、必要とするサービスが受けられるよう、利用料負担を含めたサービスに関する相談を行っており、ご理解をいただいています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

介護サービス利用料につきましては、市独自の制度として在宅サービス利用者の費用負担を緩和し、適正な利用を促進するため、低所得者のサービス利用料の一部補助を引き続き行っていきます。なお、保険料については、本人の所得や世帯の課税状況等により一定の負担をしていただく必要があります。各所得段階において適正な負担としているところです。負担割合については、一定の所得のある方が2割負担となっており、高齢者世代内の均衡を図るため、また、介護保険を持続可能な制度とするためには必要なものと考えています。利用者からの意見については、直接市に相談は少ないですが、ケアマネジャーを通じて制度の内容を丁寧に説明し、必要とするサービスが受けられるよう、利用料負担を含めたサービスに関する相談を行っており、ご理解をいただいています。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

地域包括支援センターは、虐待の疑いについても対応しており、平成30年度の権利擁護に関する相談対応は171件です。深刻なケースが発生した場合は、市のケースワーカーと連携しながら対応しています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域での生活を支援するため、地域におけるニーズの把握や課題を整理し、関係機関等との役割分担及び連携を強化することにより、地域の実情に応じた様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を構築していくことが必要であると考えております。このようなことから、今年度実施予定の第4期春日部市障害者計画の策定に向けたアンケート調査において、地域におけるニーズを把握する予定です。

- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

市内の既存サービスの整備状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要な「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・育成」、「地域の体制づくり」の5つの機能の現状をそれぞれ分析し、課題を整理したうえで、多機能拠点型・面的整備型等の整備類型や必要な機能について検討し、検証してまいりたいと考えております。

- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

入所施設が未整備であるなど、本市の実情を踏まえた必要な機能を判断していきたいと考えております。なお、社会福祉法人等から入所施設の整備についてご相談があれば、県と調整を図りながら支援してまいります。

- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

第4期春日部市障害者計画の策定に向けたアンケート調査により、当事者の方も含めた地域ニーズを把握し、春日部市自立支援協議会や関係団体等と検討してまいりたいと考えております。

<参考>**障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）**

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

グループホームの利用についての相談があった場合には、ケースワーカーが家庭状況や利用を希望する方の状況を確認したうえで、情報提供をするなど適切な対応を行っており、入居希望者の把握にも努めております。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

継続的に入所施設等における入所状況等の把握に努めていくとともに、グループホームについては、地域のバランスに配慮した整備を促進してまいります。また、社会福祉法人等から入所施設の整備についてご相談があれば、県と調整を図りながら「春日部市障害者計画」及び「春日部市障害福祉計画」に基づき協議してまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

「春日部市障害者計画」及び「春日部市障害福祉計画」に基づく体制づくりや、障がい者及びその家庭が地域で安心して暮らせる地域生活の基盤整備につきましては、春日部市自立支援協議会において計画の進捗状況を把握し、検証を行ってまいりたいと考えております。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限については、負担の公平性を図る観点から導入したものであり、現行制度に基づく運用を考えています。年齢制限については、現行制度に基づく運用を考えています。一部負担金の導入については、県の動向を注視してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてく

ださい。

【回答】

本市では、医師会等の協力により、市内の医療機関のみで現物給付を実施しています。現物給付の広域化については、県は償還払いを原則としているため、県の動向を注視してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

精神障害者2級までの対象拡大については、市が単独で助成することとなり、対象者数も大幅に増加するため、財政的に非常に困難であると考えています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

本市では、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

埼玉県の障害児（者）生活サポート事業に基づき実施しておりますので、利用時間の拡大は予定しておりません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

埼玉県の補助事業においては低所得者に対する負担軽減がないため、本市におきましても軽減はしておりません。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

生活サポート事業は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを補完する事業であると考えておりますので、県へ働きかける予定はございません。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市では3障害を支給対象としており、自動車燃料費助成事業においては、介助する

家族が所有する自家用車及び家族による運転も支給対象に含めております。また、支給に関しては所得制限及び年齢制限は導入しておりません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

この制度は、市単独の事業として実施しておりますので、県への働きかけや地域間協議をする予定はございません。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

避難行動要支援者名簿には、障がいのある方や要介護の方などで、家族がいる方も掲載しています。また、避難行動要支援者名簿に掲載のない方につきましても、自分や家族だけで避難することが困難な方が届出をすることで、地域支援者の協力により避難を支援する「災害時要援護者避難支援制度」も設けています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

市では、協力をいただいた福祉施設や公共施設の計42施設を福祉避難所として位置付けています。福祉避難所は、協力施設の受け入れ体制が整ってからの開設となりますので、福祉避難所に直接避難することはできないものとなっています。まずは、身近に開設された指定避難所に避難してください。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

在宅要配慮者への支援として、被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の物資を調達及び供給することとしています。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

災害時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援関係者などに対し、必要な範囲で、名簿情報を提供することができることとなっています。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日現在の待機児童は5人です。平成30年4月1日現在の33人と比較し、28人減少しています。待機児童5人の内訳は、保護者の求職活動中の児童が3人、託児所や認可外施設等に預けて就労している家庭の児童が2人となっています。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

公立保育所については、保育室の面積や保育士の配置人数の条件を満たした場合に、定員を超えてお子さまをお預かりする定員の弾力化を行っています。現在2施設で実施しており、第7保育所では、1歳児クラスで6人の定員に対して8人を、2歳児クラスで9人の定員に対して10人をお預かりしています。また、第9保育所では、0歳児クラスで6人の定員に対し9人をお預かりしています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

平成29年度から平成30年度において、小規模保育事業施設を9施設整備したほか、幼稚園を認定こども園に4園移行したことにより、合計608人の定員を増やしています。今年度は、幼稚園の認定こども園への移行や民間保育施設の改修に伴う定員の見直しの予定があるため、令和2年度に88人の定員が増える見込みです。また、2年後には八木崎駅近くに、複合型子育て支援施設を開所する予定のため、さらに定員が拡大となる見込みです。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

今年度から、障がい児に対する保育サービスの充実及び保育士の適正配置を図るため、障がい児保育支援事業を創設し、障がい児保育を実施する施設に対して、補助金を交付する取組を実施しております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

施設整備事業費につきましては、国や県の補助制度の動向を注視してまいりたいと考えております。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善につきましては、国の定める公定価格の中で、適宜見直しが行われており、改善は図られているものと考えております。県内自治体の動向を注視しながら検討してまいります。保育士の増員については、必要に応じて担当する部署と協議しながら行ってまいります。また、保育士の離職防止につきましては、春日部市保育士宿舍借上げ支援事業を創設し、保育士の確保や定着並びに離職防止を図る取組を実施しております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

令和元年10月から予定されている幼児教育・保育の無償化では、3歳児以上の保育を利用する児童の給食食材料費（副食費）を新たに実費徴収することが予定されています。給食費の取り扱いとしては、3歳から5歳児については、年収360万未満相当世帯と全所得階層の第3子以降の副食費について、その支払いを免除することが国から示されていますので、制度内容の周知に努めてまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

認可外保育施設につきましては、これまでも指導監督基準をもとに、職員数や設備の状況などについて調査を行い、保育の質を確保するため適宜指導・監督に努めております。認可外保育施設の無償化につきましては、現行の指導監督基準をもとに、今後制定される内閣府令の内容を踏まえて、対応を図ってまいりたいと考えております。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

上のお子さまの育児休業中の継続入所については、これまで下のお子さまの満1歳の誕生月の月末までとしていたものを、満2歳に達する年度末までに延長する見直しを行っております。このように、安定した保育の提供に必要な支援を適宜行っているところでございます。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

放課後児童クラブの入室につきましては、学校施設の有効利用や、定員の弾力的運用などにより、児童の受け入れに努めております。また、施設の分割等については、市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、対応を図っております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市では、平成30年度より、指定管理者と協議のうえ、「キャリアアップ処遇改善事業」に対応しているところです。今後においても、新たな指定管理者との協議を踏まえながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

本市では、次年度以降も、現状の基準において運営を継続していく予定でございます。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続

してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

こども医療費助成制度の拡充につきましては、あらゆる角度から検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

国への要望については、全国市長会において実施していることから、これらの動きを注視してまいります。また県への要望については、引き続きあらゆる機会を捉え、様々な働きかけを行ってまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護制度に対する誤解や申請後のトラブルを未然に避けるために、相談の方には、生活保護制度等について、窓口を用意してある生活保護の「しおり」を用いて、丁寧に説明し、希望される方には配布もしております。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

来所される方の相談内容やご事情は、様々であることから、福祉総合窓口を設置し、相談業務を行っております。相談者には、生活保護制度の説明と同時に、他の法令や施策、支援についても、説明と案内をしており、必要な方が、必要な制度や施策、支援に行き着くよう努めております。

2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

相談される方には、保護の申請・開始に伴って生じる、権利と義務、実施する調査について十分に説明をさせていただいたうえで、必ず相談者の申請意思の確認を行っております。そして、申請意思が示された場合には、申請書を交付し、申請書類作成の支援も含め、手続きを進めているところでございます。また、相談者が申請意思を示さなかった場合にも、再度の相談や申請はいつでも行うことができ、特段の条件がないことを案内しております。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

保護決定・変更通知書の書式につきましては、国の準則を参考に定めております。また、保護利用者に対しては、収入や需要の変化を随時確認し、保護費の金額が変わる場合、担当ケースワーカーから「なぜ、どの程度変わるのか」を説明するとともに、保護利用者から説明を求められた場合、適切に回答しているところです。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

生活保護に係るケースワーカーの配置の重要性は十分認識しております。そのため、平成25年度から現在に至るまで、段階的に8人のケースワーカーを増員しているところです。また、平成25年4月からは、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する方や、社会福祉施設等における職務経験を有する方を「事務職（福祉）」として採用しています。また、専門性が高い面接相談員を雇用し、相談者の方に懇切丁寧な対応ができる体制を整えております。今後も、職員の能力や適性、職務経験にも配慮した人事配置に努めてまいります。さらに、生活保護受給者に寄り添った親切・丁寧な対応をするため、毎年、春に行われる県主催の新任ケースワーカー研修（前期）、10月に行われる研修（後期）、面接相談員研修に参加しております。また、内部研修といたしまして、4月に生活保護担当職員全員を対象とした研修、NPO法人の職員を講師とした研修、生

活保護制度を含めた、福祉部内研修を実施し、生活保護受給者や相談者の立場に立てるように、職場内研修を充実させ、ケースワーカーの資質向上に努めております。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

修学旅行準備金につきましては、対象児童・生徒のいる世帯に対し、通知書と申請書を併せて送付し、お知らせしています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

制度改正により平成30年4月以降の保護開始世帯において、熱中症予防が特に必要となる方がいる場合に、エアコンの設置費用を支給できるようになりました。対象となる世帯には、保護開始時の説明や家庭訪問等を通じて、しおり等を活用し、設置費用の手続きについて丁寧に説明をしているところです。なお、支給対象とならない世帯につきましては、毎月支給する生活保護費に家電製品等買い替えの費用も含めて算定されていますので、家計のやりくりにより購入することを説明しております。今後も、法律や国からの通知等に基づいて、適正に制度の運用をしてまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

福祉関係各課をはじめ、困窮要因の様々な相談窓口と必要に応じた情報共有を行い、社会福祉協議会やハローワークなどとも、積極的に連携を図りながら事業を実施しています。また、相談の内容によって、生活保護が必要であると判断される状況にある場合には、福祉事務所と連携を図りながら、適切かつ、速やかに生活保護への相談・申請等につないでいきます。

以上